

働く人は守られているの？

山口県労働委員会の

出前講座

職場のトラブル
事前に防ぎたい！

50分程度 無料！

《対象》

学校・労働者団体・使用者団体

ご案内

山口県労働委員会では、県内の学校、労働者団体、使用者団体を対象に、社会で働く前に知っておいてほしい労働法のルール、より良い労使関係を築くための知識、労働委員会の紛争解決制度などを解説する出前講座を実施しています。

出前講座の内容(例)

01

働く人を守るルール

最低賃金、労働・残業時間、休憩時間etc、労働関係法の基礎知識が身に付きます。

02

トラブル事例・未然予防

ハラスメント等の事例紹介、未然予防のポイント等について説明します。

03

困った時の相談先

社内での相談先、労働組合、行政窓口への相談・手続について説明します。

ここがおすすめ！

弁護士等が講師！

労働問題に詳しい弁護士や大学教授などが、分かりやすく説明します。

活用方法

- ・団体の会員向け研修
- ・社会科の授業、総合的な探究の時間、ホームルームなどで、ご活用ください！

山口県労働委員会とは

労働組合及び個々の労働者と使用者との間の争いの解決をお手伝いする山口県庁内にある行政機関です。

※ 詳細については別途調整させていただきます。

※ なお、紛争事件の処理が重なる等により委員の日程の確保が困難な場合は、お断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。

お問い合わせ 山口県労働委員会事務局
〒753-8501 山口市滝町1-1(山口県庁7階)
TEL:083-933-4444 FAX:083-928-7072
Email:a34000@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくはWEBで



出前講座はこんな内容です！



【学校】基本ルールをわかりやすく説明

事例 1

契約どおり働いたのに、
会社の売上げ減少で、
賃金を3割カットする
と言われました。



事例 1 は使用者側に問題有

労働契約の内容を、使用者が
労働者の同意なくして、労働
者に不利益に変更することは
原則としてできない（労働契
約法8条、9条）。 ✨ ✨ ✨

事例 2

通勤中に、けがをしてしま
いました。使用者に話したの
ですが、治療費は自分でもつ
うにと言われました。



事例 2 も使用者側に問題有

正社員でもアルバイトでも、
仕事（通勤時を含む）が原因
でケガをしたり、病気になっ
た場合、労災保険が適用され、
自分で負担する必要はありま
せん。 ✨ ✨ ✨



【団体】実際の課題も踏まえつつ説明

- ・ 職場のトラブル予防
- ・ 時間外労働と残業代
- ・ 職場におけるハラスメント
- ・ テレワークをめぐる労働法上の諸問題 など



※実施に当たっては、可能な限りご要望に
応じますので、ご相談ください。 ✨ ✨ ✨

